

第 1 編：総論 (案)

第1章 計画の概要

1. 計画の策定にあたって

葉山町の障害のある人を取り巻く状況は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化、障害の重度化や重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。

町では、平成 12 年に「葉山町障害者福祉計画」を策定し、その後、ニーズの変化や制度改革に伴い、改訂や見直しを繰り返し、平成 24 年3月には基本計画である「葉山町障害者計画」と市町村障害福祉計画である「葉山町障害福祉計画」を一体的にまとめた「葉山町障害者福祉計画」を、平成 30 年3月には「葉山町障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を目指して、障害者施策の推進を図ってきました。

令和 5 年度は、「葉山町障害福祉計画」、「葉山町障害児福祉計画」が計画期間の満了を迎えます。これに併せて、「葉山町障害者計画」の見直しを行い、令和 8 年度（2026 年度）までの計画として、“すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする”

「障害者基本法」の理念などを前提に、これまでの基本理念や取り組みを継承しつつ、葉山町自立支援協議会の意見・提案を踏まえ、葉山町障害者福祉計画策定委員会で審議を重ね、新たな「葉山町障害者福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」の実現を引き続き目指していきます。

町では、平成 24 年 3 月に策定した「葉山町障害者福祉計画」において、可能な限り「障害者」という表現に替えて「障害のある人」という表現を使っています。

「障害」という言葉や漢字には否定的な意味合いが強く含まれ、これを避けるために「障害者」あるいは「障がい者」という表現を使っている例もみられます。

町では、単に表現方法を変えて否定的な意味合いを払拭するだけでなく、「障害」という言葉に含まれる社会的な障壁と向き合い、すべての人が自分のこととして向き合えるよう、「障害のある人」という表現を使っています。

本計画においても、国の法令などに基づく制度や基本指針、固有名詞や町民からいただいたご意見などの表記を除き、引き続き、可能な限り「障害のある人」という表現を使用することとします。

2. 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ

○障害者の権利宣言

昭和 50 年（1975 年）国連総会において「障害者の権利宣言」が採択されると、我が国においてもノーマライゼーションの理念が紹介され、地域福祉対策に転換することへの要望が高まりはじめました。しかし、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きることこそノーマル（あたり前）である」とするノーマライゼーションの思想は、これまでの“社会福祉の対象としての障害のある人”に対する考え方に大きな転換を求めるものであり、当初は権利宣言が広く理解されるまでには至りませんでした。

○障害者基本法

平成 5 年には、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、「国連障害者の十年」の国内行動計画として策定された「障害者対策に関する長期計画」を改正し、同年 12 月には、昭和 45 年に制定した「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」として大幅改正しました。これにより障害のある人の自立と社会参加の理念を打ち出すとともに、精神障害のある人を医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障害者」としてはじめて位置づけました。

障害のある人の「完全参加と平等」を目指すことが明らかにされたことや法律の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者であることが明記され、さらに難病患者までを含んだ総合的な施策のための障害者基本計画の策定が法的に位置づけられました。

○支援費制度

福祉ニーズの増大と多様化に対応するため社会福祉基礎構造改革が進められ、平成 12 年に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、障害福祉サービスについても利用者の立場に立った制度を構築するため、平成 15 年 4 月から「支援費制度」が導入されました。

「支援費制度」は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、サービスの利用者数は飛躍的に増加し、サービス量の拡充が図られました。

○障害者自立支援法

支援費制度のもとサービスの拡充が図られてきた一方で、ホームヘルプサービス等の実施や相談支援体制の整備については、地域による格差、精神障害のある人に対するサービスが不十分といった課題があり、その他にも入所施設から地域への移行、就労支援等の新たな課題への対応等が求められていました。

こうした状況に対応して、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指し、平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月（一部は 10 月）から施行されました。

福祉施設や事業体系の抜本的な見直しとあわせて、サービス体系全般の見直しが行われ、必要な障害福祉サービスや相談支援等が、地域において計画的に提供されるように、各種事業を推進していくことになりました。

また平成 17 年には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害などの発達障害のある人の支援体制を定めた「発達障害者支援法」が施行されました。

○障害者基本法の改正

平成 18 年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約※1」の締結（日本政府は平成 19 年に署名）に向けた国内法の整備とあわせて、障害者に係る制度の集中的な改革を行う一環として、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の一部が改正されました。これにより、すべての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障害者の定義の見直し（「個人の機能障害に原因があるもの」とする「医学モデル」から「『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に転換し、加えて社会的障壁の除去を必要とする障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がされなければならないと規定されました）や、基本施策として“療育”や“消費者保護”、“司法手続における配慮”などが新設されました。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

平成 24 年 6 月に「障害者自立支援法」は名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められました。

平成 30 年 4 月に施行された障害者総合支援法では、障害のある人が住み慣れた地域で生活するために必要な支援を強化する目的で、「障害のある人が望む地域生活の支援」「障害のある子どものニーズの多様化への対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」の 3 つの柱を中心に改正が行われました。

令和 4 年 6 月に改正案が提出され、支援の強化や新たな制度の創設が検討されています。具体的には、障害者の地域生活や就労支援の強化、データベースにかかわる制度整備などが盛り込まれています。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

令和 5 年 3 月に基本方針の改定が行われ、これまで努力義務とされていた事業者の「合理的配慮の提供」※2 が令和 6 年 4 月から義務化されます。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

平成 12 年に開始された成年後見制度は、判断能力の不十分な方の権利や財産を法律面や生活面から保護し、支援するための重要な仕組みですが、十分に利用されていない状況です。

そこで、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「成年後見制度利用促進法」が平成 28 年 5 月に施行されました。

○児童福祉法の改正

平成 28 年 6 月に障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、「児童福祉法」が改正されました。これにより、市町村は「障害児福祉計画」を策定し、障害児通所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めることとなりました。

○社会福祉法等の一部を改正する法律

地域共生社会の実現を図るため、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和 3 年 4 月より施行されます。

※1 障害者の権利に関する条約障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約で、日本は 2014 年に批准しました。2022 年 8 月、国連から、地域移行・強制入院（精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止）、インクルーシブ教育（分離教育の中止）等の勧告を受けています。

※2 「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。事業者は、主な障害特性や合理的配慮の具体例などを予め確認した上で、個々の場面で柔軟に対応を検討することが求められます。

医学モデルから社会モデルへ ―障害の考え方の転換―

障害によって生まれる障壁の所在によって、2つの考え方があります。

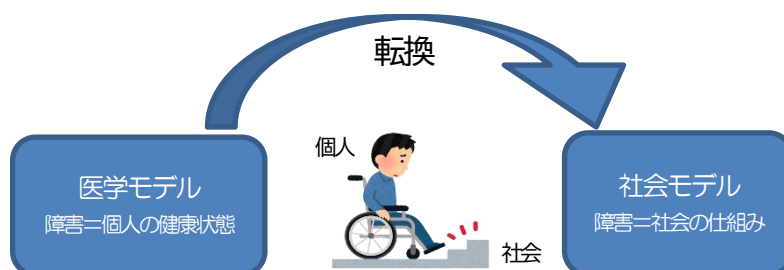
医学モデル―障害は、個人の心身の機能に問題があるとして、障害を個人的な問題として捉える考え方

社会モデル―障害は、社会が生み出す障壁に問題があるとして、障害を社会的な問題として捉える考え方

4つの社会的障壁

- 1 物理的障壁――道路や建物、住宅、駅などにおいて物理的に生じる障壁
- 2 制度の障壁――教育や就労、地域で自立生活を送る上で、制度上の制約により生じる障壁
- 3 文化・情報の障壁――音声情報や文字情報など、必要な情報が提供されていないことで生じる障壁
- 4 心の障壁――差別や偏見、障害に対する無理解により生じる障壁

葉山町が目指す「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」の実現に向けては、「社会モデル」の考えを基に、社会的な障壁のない仕組みづくりや意識づくりの推進が重要と考えています。



SDGsを踏まえた「自分らしく暮らせるまちづくり」の実現に向けて

持続可能で多様性があり、誰も排除しない社会を実現とする持続的な開発目標（SDGs）の考え方は、今日、社会経済の発展のための普遍的な考え方として広く知られるようになり、SDGsには、障害に関連する目標も設定されています。多様性が重要視されている今日、誰も排除しない社会の構築というSDGsの大目標の具体化にもつながっていくものと考えます。

葉山町では、本計画の推進を通じて、教育・就労・まちづくりなど、施策の推進を図り、「誰もが自分らしく暮らせるまちづくりの実現」に向け、障害の有無に関わらず、安全・安心に暮らせる町の実現を目指します。

＜SDGs（持続可能な開発目標） Sustainable Development Goals とは＞

2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標。Sustainable Development Goals の略称（エス・ディー・ジーズ）17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 計画の位置づけ

○計画の位置づけ

「葉山町障害者福祉計画」は、「葉山町障害者計画」、「葉山町障害福祉計画」、「葉山町障害児福祉計画」の3つの計画を一体的にまとめたものとなっています。

「葉山町障害者計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者施策の推進にあたり基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。

「葉山町障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、「葉山町障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられ、障害児者への福祉サービスの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

また、町の「第四次葉山町総合計画」を基本とし、国や県の障害者計画に則したものとするとともに「葉山町地域福祉推進プラン」などの各種計画との整合性を図ります。

<葉山町障害者計画>

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するもので、町における障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。

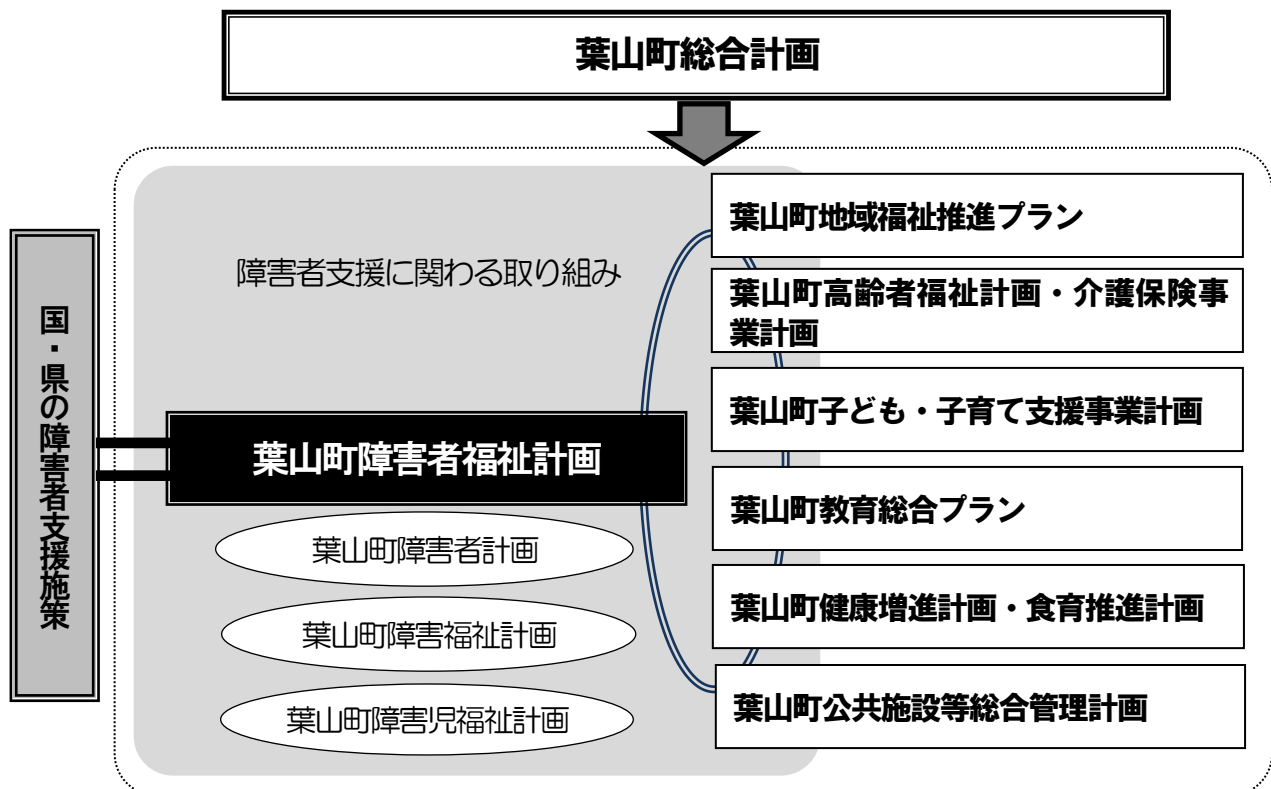
<葉山町障害福祉計画>

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

<葉山町障害児福祉計画>

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するもので、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

○諸計画の関係



4. 計画の期間

障害者計画の計画期間は、令和 6 年度（2024 年度）までとなっていましたが、障害・障害児福祉計画に併せて、見直し・期間の延長を行い、令和 8 年度（2026 年度）までの計 6 年間の計画とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、令和 6 年度（2023 年度）を初年度とし、令和 8 年度（2026 年度）を目標年度とする 3 年間とします。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者計画				6 年間					6 年間	(見直し・期間延長)		
障害福祉計画		4 期			5 期			6 期			7 期	
障害児福祉計画					1 期			2 期			3 期	